

4. 監査報告書

監事の監査報告書

監 査 報 告 書

学校法人 帝塚山学院
理 事 会 殿

平成23年5月13日

学校法人 帝塚山学院

監 事 三 木 二 良 ⑩

監 事 山 根 敬 介 ⑩

私たち学校法人帝塚山学院の監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人帝塚山学院の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、また重要な決裁書類等を閲覧して業務の執行状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関しては不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成22年度の学校法人帝塚山学院の財産の状況は適正なものと認められます。

以 上

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成22年6月8日

学校法人 帝塚山学院
理 事 会 御中

栄 監査法人

代表社員

公認会計士 國 分 紀 一 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告示第135号に基づき、学校法人 帝塚山学院の平成21年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人帝塚山学院の平成22年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追記事項2. 重要な会計方針の変更等に記載されているとおり、学校法人は当会計年度から「リース取引に関する会計処理について（通知）」によって計算書類を作成している。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上